

＜社会福祉法人制度改革に関する質問＞

No.	区分	質問内容	備考
1	1 経営組織の見直しについて	今後、評議員の資格要件である「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」について具体的な例は示されるか。	
2	1 経営組織の見直しについて	現行の評議員を1期でも経験している者は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」に該当すると判断してよろしいか。	
3	1 経営組織の見直しについて	評議員の具体的な例として、 ①人権擁護委員②自治会長③行政のOB（福祉関係）等は対象となりうるか。	
4	1 経営組織の見直しについて	他法人と合同の評議員構成は可能か。	
5	1 経営組織の見直しについて	評議員の資格等の例示において、「法人運営に必要な識見を有する者」として、右記のような基準の情報を得たが、その発元はどこか。	①社会福祉事業・学校等その他公益事業経営者、②社会福祉法人に関する学識経験者(大学教員等)、③社会福祉法人に関与実績のある弁護士・公認会計士・税理士、④退職後一定期間経過後の社会福祉法人OB、⑤地域の経済団体が適切者として推薦する者 など
6	1 経営組織の見直しについて	評議員の資格等については、上記の例示のほか、欠格事由等の除外規定が設けられているが、基本的には、上記の例示を基本としつつも、除外規定に抵触しない者であれば、必ず例示の要件の者が含まれなくても差し支えないか。	
7	1 経営組織の見直しについて	新評議員は平成29年4月1日から、理事・監事は平成29年度中の評議員会から、「必ず」新しい任期が始まるという認識で良いのか。	

No.	区分	質問内容	備考
8	1 経営組織の見直しについて	地域における評議員の確保を支援する仕組みとして、①小規模法人等における評議員の確保を支援するため、社会福祉法人からの相談に応じて、評議員としての識見を有する人材に関する情報を提供する仕組みを講ずる。②所轄庁や地域の社会福祉協議会において、上記の人材についての情報を収集する。とあるが具体的にいつ頃から相談できるのか。	
9	1 経営組織の見直しについて	評議員の確保支援において、地方自治体が行うべき支援と、社会福祉協議会に期待される取組が示されているが、具体的にどのようなことを、どのような手法・手順で行うのか。また、「確保に取り組んだにもかかわらず、(上記の事情により…28.6.20事務連絡)29.3.31まで選任が間に合わなかった場合は、支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応すること。」とされているが、①既に評議員会を設置している小規模な法人において、29.3.31までに新たな評議員の選任が間に合わなかった場合もこの通知に基づき柔軟な対応として構わないか。②29.3.31まで評議員の選任が間に合わなかった場合、新たな役員の選任について、定時評議員会までに行われなくても想定されるが、それもやむを得ないと解して構わないか。	
10	1 経営組織の見直しについて	評議員の員数の経過措置について、対象となるのが、「平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人」と示されているが、平成28年以降に新設された法人へは適応できないのか。	
11	1 経営組織の見直しについて	理事の要件について、資格要件③「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」とあるが、当該施設の施設長等の管理者が全員理事に就任しても問題ないか。	
12	1 経営組織の見直しについて	理事の要件について、ここでいう管理者とは、法人の就業規則等で定めている管理職＝管理者という認識で良いか。	
13	1 経営組織の見直しについて	8月22日版FAQ問12では「施設」は第一種社会福祉事業とされているが、平成18年12月13日付け業務連絡で、第二種社会福祉事業である「障害者福祉サービス事業所」を第一種社会福祉事業所と同様に扱うこととされているため、理事として施設の管理者を選定する必要はあるか。	
14	1 経営組織の見直しについて	理事の資格要件で、これまで「学識経験者及び地域の福祉関係者が含まれていること」とされていた。今回の法改正では、「①経営の識見を有する者、②事業区域の福祉事情に通じているもの、③施設の管理者」とされたが、それぞれが含まれていなければならないもの解してよいか。また、これらの区分の具体的な例示は示されないのか。	

No.	区分	質問内容	備考
15	1 経営組織の見直しについて	現定款第11条（理事長の職務の代理）において、理事長職務代理者の1番・2番の指名を行っているが、新制度では職務執行理事が職務代理の1番となるのか、または職務代理順位の考えは方は別にあるのか。	
16	1 経営組織の見直しについて	平成28年度中に理事の任期が切れる場合、従来の定款に基づいて、期間も含め、今まで通り理事を選任するというので良いのか。	
17	1 経営組織の見直しについて	委嘱状等、理事の任期の記載について、「何月何日」と記載ではなく、「2年以内に終了する～」という記載になるのか。	
18	1 経営組織の見直しについて	特殊関係者の定義⑥、⑦で「他の同一の団体」とあるが団体とは法人登記のない任意団体、例えば市の民児協等も含まれるのか。（民生委員・児童委員も特殊関係者となりうるのか）また、根拠となる省令はどれか。	
19	1 経営組織の見直しについて	H28.7.8社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料2の14ページに記載されている評議員会決議事項の「理事等の責任の免除（一部・全部）」について、具体的な説明が示されるか。	
20	1 経営組織の見直しについて	評議員会における理事の選任の進め方はどのようにすれば良いのか。	
21	1 経営組織の見直しについて	定款例（案）において、理事及び監事の報酬等の額は評議員会の議決事項とされているが、既に役員報酬規程等を定めている場合でも、平成29年度以降の初めて招集される定時評議員会において、議決する必要があるか。	

No.	区分	質問内容	備考
22	1 経営組織の見直しについて	利用者の苦情解決のため設置している第三者委員が評議員選任・解任委員会の外部委員を兼任することは可能か。	
23	1 経営組織の見直しについて	評議員選任・解任委員会の外部委員に、役員と特殊な関係のある者が就任することは可能か。	
24	1 経営組織の見直しについて	評議員の選任について、選任委員会の委員に資格要件はあるか。また、選任委員会はどのような基準に基づき評議員を選任すればいいのか、理事会が評議員就任者の原案を出すことは可能か。	
25	1 経営組織の見直しについて	評議員選任・解任委員会の委員数について、平成28年6月20日版FAQ11において、法人の規模に応じて法人が判断することとされているが、法人の規模と委員数の相関はどう判断すればいいのか。	
26	1 経営組織の見直しについて	評議員選任・解任委員会の委員の資格について、他県の研修会資料において、右記のように示されているが、この要件の発元はどこか。	次のいずれにも該当しない者を理事会で選定する。 ① 法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ)の業務を執行する者又は使用人 ② 過去に全号の規定する者となったことがある者 ③ 1号、2号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人(過去に使用されていた者を含む。)
27	1 経営組織の見直しについて	評議員選任・解任委員会のモデル細則は示されるのか。	
28	1 経営組織の見直しについて	「評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法であれば、委員会の例に限られるものではない」(28.6.20事務連絡)とされているが、どのような方法を想定しているのか。また、同通知に「法人の特性等に照らして適正に指導すること」と記載されているが、具体的な例示は示されないのか。	

No.	区分	質問内容	備考
29	1 経営組織の見直しについて	評議員選任・解任委員会委員の報酬額については、どのように定めるべきか。	
30	1 経営組織の見直しについて	①評議員・解任委員会の招集は理事がどのタイミングで行うのか。②評議員・解任委員の辞令等はどのようにするのか。③委員会の進め方は議長、議事録署名人を置くのか④議事録の記名押印は誰がするのか⑤委員会で決議したものは理事会に諮るのか。その場合委員会の誰が理事会に出席するのか。	
31	1 経営組織の見直しについて	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」の7ページ（ウ）招集通知記載の”評議員の全員の同意があれば、召集の手続きを省略して、評議員会を開催することができる”と記載されているが、ここで言う”召集の手続き”とは評議員が理事に招集理由を示して理事会の決議を得て招集することを指し、理事会決議を省略できるのか。	
32	1 経営組織の見直しについて	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」の第2章評議員及び評議員会 （3）評議員に欠員が生じた場合の措置 「評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。」とあるが、評議員本人が亡くなった場合は、どうなるのか。	
33	1 経営組織の見直しについて	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」の第2章評議員及び評議員会 （6）イ、ウ評議員会の決議、評議員会の決議の省略 「イ・議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められない」とあるが、「ウ・理事が議題について提案をした場合において当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる」とはどういうことなのか。	
34	1 経営組織の見直しについて	上記の内容が、理事会にもあるが、同様に確認したい。 また、理事会の場合、書面議決書での同意が可能であったが、今後は書面議決書での、同意はとれないのか。	
35	1 経営組織の見直しについて	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」の第4章理事会 工理事会の議事録等 議事録の署名だが、理事会で承認された議事録署名人が署名することで、理事全員の署名はとらなくてもよいか。	

No.	区分	質問内容	備考
36	1 経営組織の見直しについて	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」の第4章理事会 工理事会の議事録等 監事も議事録の署名を行うこととなっているが、監事全員か、輪番制で行うか、代表でよいのか。	
37	1 経営組織の見直しについて	登記について、理事の改選と法務局への登記との関係に変更はあるのか。	
38	1 経営組織の見直しについて	登記について、定期評議員会の開催が「6月までに」となっているが、評議員会の決算承認と法務局への資産の総額変更登記との整合性はどうなるのか。	
39	1 経営組織の見直しについて	定款の細則は理事会で定めてよいのか。評議員会には諮るのか。	
40	1 経営組織の見直しについて	今後、「理事会運営規則」、「評議員会運営規則」及び「理事職務権限規程」の例は示されるのか。	
41	1 経営組織の見直しについて	役員等の費用弁償として交通費＋日当を一律の金額で支給する場合は報酬にあたるのか。	
42	2 社会福祉法人定款例（案）について	（第3条第2項）地域における公益的な取組について、法では努力義務規定となっているが、義務規定となるのか。	

No.	区分	質問内容	備考
43	2 社会福祉法人定款例（案）について	（第4条第2項）従たる事務所は必ず置かなければならないのか。また、従たる事務所とは具体的にどのような役割を担うものを指すのか。	
44	2 社会福祉法人定款例（案）について	（第5条）評議員の定数を規定する際、必ず上限数・下限数を定める必要があるのか。	
45	2 社会福祉法人定款例（案）について	第5条、第15条で評議員・役員の定数に上下限が設定されているが、理事の定数をX名以上Y名以内とした場合、評議員の下限はY名+1となるのか。	
46	2 社会福祉法人定款例（案）について	第5条、第15条で評議員・役員の定数に上下限を設定した場合の欠員とは下限の人数を下回った時と考えて良いか。また、下限を下回らない範囲で辞任者がいる場合、欠員は発生していないので辞任者は新任者が就任するまでの権利義務が無いと考えて良いか。	
47	2 社会福祉法人定款例（案）について	第7条「評議員の任期」について、備考において、6年に伸長することも可能とされているが、6年に伸長できる場合の要件はあるのか。また、望ましい任期はどう考えればよいか。	
48	2 社会福祉法人定款例（案）について	第8条「評議員の報酬額」に関連し、法人規模等に適した報酬額の例示は示されないのか。また、モデル支給基準及びモデル報酬等の規程は提供される予定はないのか。役員及び会計監査人についてはどうか。	
49	2 社会福祉法人定款例（案）について	権限（10条）の（2）理事及び監事の報酬の額について、報酬の額を定款で定める場合以外、評議員会において決定する必要がある。とあるが定款に定める場合決定権はどこにあるのか。	

No.	区分	質問内容	備考
50	2 社会福祉法人定款例（案）について	8月22日版FAQ問11において、現行定款準則第10条第1項で規定されている理事長の職務の代理については改正法では認められないとのことだが、第10条第2項の「利益相反、双方代理」に関する代理はどのようになるか。	
51	2 社会福祉法人定款例（案）について	（第13条第1項）現行定款では議案を決議する際、議長は加わらず、可否同数の場合議長が決することとされているが、変更後は議案を決議する際、議長も加わることになるのか。	
52	2 社会福祉法人定款例（案）について	（第13条第3項）得票数が同数の候補者が複数おり定数枠を超えた場合は、どのような取扱いになるのか。	
53	2 社会福祉法人定款例（案）について	第13条の評議員会の決議において、議長の互選が現行の定款準則から削除されたが、会議における議長の選任はどうすべきか。また、一般決議と特別決議における議長の議決権は、これまでと同様と考えて差支えないか。さらに、書面表決の制度については、これまでは理事会において認められてきた制度であるが、評議員会が議決機関となったことに伴い、この制度は評議員会においても認められるのか。理事会についても同様。	
54	2 社会福祉法人定款例（案）について	第13条の評議員会の決議において、「議決があったこととみなす」規定が設けられたが、これの取扱いについては、一定の基準を満たせば全て認めると解して構わないのか。FAQ28では、軽微な定款の変更の例が示されているが、この軽微な定款の変更とはどういうものを想定しているのか。	
55	2 社会福祉法人定款例（案）について	第14条の議事録において、現行の定款準則から「署名」が削除されたが、署名は認められないのか。FAQや社会福祉法の規定には、署名又は記名押印の記載が見受けられるがどうか。また、「出席した理事も記名押印」と規定されているが、評議員会において、理事の記名押印は必要となるのか。	
56	2 社会福祉法人定款例（案）について	第15条 <例>において、 3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。 とされているが、法第45条の16第2項第2号において、業務執行理事を理事会で選定することができる、となっているので、選定しないケースもありえるのか。	

No.	区分	質問内容	備考
57	2 社会福祉法人定款例（案）について	第15条 3 理事長以外理事のうち〇名を業務執行理事とする とあるが業務執行理事の具体的な業務はどのようなものか。	
58	2 社会福祉法人定款例（案）について	第15条（備考）＜例＞において、常務理事の記載があるが、常務理事を置くことができる、とした場合、次の条文案でよいか。ケース1 2 理事のうち1名を、理事長とする。 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。 4 理事長以外の理事のうち、常務理事1名を置くことができる。この場合、本常務理事をもって前項の業務執行理事とする。	
59	2 社会福祉法人定款例（案）について	第15条（備考）＜例＞において、常務理事の記載があるが、常務理事を置くことができる、とした場合、次の条文案でよいか。ケース2 2 理事のうち1名を、理事長とする。 3 理事長以外の理事のうち、常務理事1名を置くことができる。この場合、本常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。	
60	2 社会福祉法人定款例（案）について	第17条 3 理事長及び業務施行理事は3ヶ月に1回以上執行状況を理事会で報告するとあるが、議題が特になくても執行状況報告のために理事会を開催する必要があるのか。	
61	2 社会福祉法人定款例（案）について	第19条 任期は、選任後2年以内に終了する会計年度の最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとあるが、法務局に登録している代表理事に関しても任期を登記し直す必要があるか。	
62	2 社会福祉法人定款例（案）について	第22条第2項の「他の重要な職員」とは具体的にどのような職員を指すか。	
63	2 社会福祉法人定款例（案）について	第27条の議事録において、評議員会の備考で議事録署名人の制度が認められているが、理事会ではその記述はないが、理事会における当該制度の取扱いはどうなるのか。	

No.	区分	質問内容	備考
64	2 社会福祉法人定款例（案）について	第27条 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。とあるが出席した役員全員の記名押印が必要か。議長及び議事録署名人とならないのか。	
65	2 社会福祉法人定款例（案）について	第31条における事業計画及び収支計画は、定款準則では理事会の承認事項とされているが、これは第24条における理事会の権限「この法人の業務執行の決定」と解するものか。また、作成書類として「事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」とされているが、これらの書類の必要性については、厚生労働省令等に定められているものなのか。これらの書類の様式は示されるのか。	
66	2 社会福祉法人定款例（案）について	第31条における事業計画及び収支計画は、定款準則では理事会の承認事項とされているが、これが第24条における理事会の権限「この法人の業務執行の決定」と解さないのであれば、決議ではなく「承認」と規定されているので、理事長は、当該会計年度が始まる前までに当該書類を作成しなければならないが、理事会には事後の承認(会計年度が始まってから)でも差支えないと解してよいか。(「承認」の定義は、一般的には事後でも差支えないとする見解もあることから)	
67	2 社会福祉法人定款例（案）について	第31条における事業計画及び収支計画については、当該年度が終了するまでの間、備置き、閲覧に供することと規定されているが、法改正においては、事業計画の閲覧が新たに規定されたが、その他の書類の閲覧については、規定されていないように見受けられるが、その根拠を御教授願いたい。	
68	2 社会福祉法人定款例（案）について	(第31条第1項、第32条第2項)〈例1〉とした場合、評議員会で収支予算書の承認を受けずに、決算(貸借対照表・収支計算書)のみ承認を受けることとなるが、問題はないのか。また、〈例2〉とした場合、評議員会で事業計画書の承認を受けながら、事業報告は報告のみとなるが、問題はないのか。	
69	2 社会福祉法人定款例（案）について	第31条にある「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」とはどのようなものか。様式はあるのか。	
70	2 社会福祉法人定款例（案）について	第32条第1項第2号の「事業報告の附属明細書」とは何か。様式はあるのか。	

No.	区分	質問内容	備考
71	2 社会福祉法人定款例（案）について	第32条の事業報告及び決算において、関係書類について「閲覧」と規定されているが、改正法第59条の2第5項では、「公表」することを義務付けられているが、定款では公表と規定しなくても構わないのか。また、これまで「社会福祉法人の認可について」の通知に基づき、公表についてはインターネットによるものとして、定款への規定を指導してきた経緯があるが、当該指導との関係はどうなるのか。また、閲覧に供するものとして、「(4)事業の概要等を記載した書類」が規定されたが、これはどういうものか。(厚生労働省令が示されないため)	
72	2 社会福祉法人定款例（案）について	第37条の残余財産の帰属において、社会福祉法第31条第6項では、帰属すべき者は、「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない」と規定されているが、今般示された準則では、「社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。」と規定されたが、法人指導においては、どのような考え方に基づいて指導すべきか。	
73	2 社会福祉法人定款例（案）について	今後、定款施行細則の例は示されるのか。	
74	2 社会福祉法人定款例（案）について	定款変更承認申請する際、全部変更とし、変更前・後の条文比較表を省略することは可能か。	
75	2 社会福祉法人定款例（案）について	社会福祉法改正に伴う変更後の新たな定款の施行日は、所轄庁の認可日となるのか。	
76	2 社会福祉法人定款例（案）について	定款変更後の新たな定款を今年度中に施行した場合、実態との齟齬が発生してしまう可能性があるが問題はないか。	
77	2 社会福祉法人定款例（案）について	理事長個人と利益相反する行為となる事項等について、理事長の職務代理者は置かなくてもよいのか。	

No.	区分	質問内容	備考
78	2 社会福祉法人定款例（案）について	現行定款において、顧問及び相談役を置いているが、引き続き置くことは可能か。	
79	2 社会福祉法人定款例（案）について	評議員会の決議の省略に関する規定はなくてもよいのか。	
80	2 社会福祉法人定款例（案）について	理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略に関する規定はなくてもよいのか。	
81	2 社会福祉法人定款例（案）について	（理事の職務及び権限） 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、この法人の業務を分担執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長の職務を代理する。 この定款の内容は問題無いのか。	
82	2 社会福祉法人定款例（案）について	会計監査人を現在置く予定はないが、将来、会計監査人必置の条件を満たした場合に、会計監査人を置く予定にしているが、このような場合予め定款に記載しても良いか。	
83	2 社会福祉法人定款例（案）について	理事会において、現行定款準則第9条第4項で規定されている、「議長はその都度選任する」に相当する条項が無いが、議長は固定（例えば理事長）でも構わないのか。	
84	2 社会福祉法人定款例（案）について	定款の変更について、認可日と、施行日を異ならせる必要があるか。また、定款の変更に係る附則に経過措置等の規定が必要となるのか。	

No.	区分	質問内容	備考
85	2 社会福祉法人定款例（案）について	合併に関する規定はなくてもよいのか。	
86	2 社会福祉法人定款例（案）について	現行定款において、顧問及び相談役を置いているが、引き続き置くことは可能か。	
87	2 社会福祉法人定款例（案）について	公益事業や収益事業の章について、今までは公益事業・収益事業を行っていなかったことから、評議員を置かないで法人運営をしていたが、評議員が必須になったことで、今現在は公益事業・収益事業を行っていないが、今後のことを考慮し、定款にはあらかじめ公益事業や収益事業の章を加えても良いのか。	
88	2 社会福祉法人定款例（案）について	社会福祉法人定款例の各条項及び備考欄について、法令等の定めがある場合には、当該根拠規定を御記載いただきたい。	
89	2 社会福祉法人定款例（案）について	「運営協議会」の設置が新たに規定されたが、これは、これまで評議員会が担ってきた諮問機関としての一部の機能を代替する仕組みとのことであるが、当該協議会の設置の指導はどのようにあるべきか。	
90	3 控除対象財産について	再投下可能な財産で現在の事業の拡大（施設増築等）を計画する場合、予定の資金額になるまでの間は事業として積立を行うのみでも構わないか。	
91	3 控除対象財産について	8月22日版FAQ問35で社会福祉充実計画の確認は法人の監事や業務委託先である公認会計士や税理士でも可能となっているが、法人の理事である公認会計士や税理士の場合はどうか。	

No.	区分	質問内容	備考
92	3 控除対象財産について	建設単価上昇率の数値について具体的に示されるのか。また、示される場合いつ頃を予定しているのか。	
93	3 控除対象財産について	再生産に必要な財産には補助金比率が設定されているが社会福祉施設等施設整備費補助金の増額等補助金比率に見合う予算は確保されるのか。	
94	3 控除対象財産について	社会福祉事業等投資額の範囲は具体的に示されるのか。措置費施設における人件費積立金は人材への投資として認められるのか。また、その他法人の実態に即した積立資産は認められるのか。	
95	4 地域における公益的な取組について	地域における公益的な取組について具体例は示されるか。	
96	4 地域における公益的な取組について	取り組みの計画及び実施した結果等について、明文化の上理事会及び評議会への議事として承認が必要となるか。また、監査事前資料等の形で報告義務は発生するか。	
97	4 地域における公益的な取組について	施設の会議室等を地域福祉の一環である高齢者を主体としたサロン活動に提供する場合は該当するか。	
98	4 地域における公益的な取組について	再投下対象財産が多額に発生した場合、複数年度に渡る社会福祉充実計画を策定することは可能か。決算年度の翌年に使い切ること限定されるのか。	

No.	区分	質問内容	備考
99	4 地域における公益的な取組について	再投下対象財産の額によっては実施する事業が単年度単位となっても差し支えないか。	
100	5 財務諸表等開示システムについて	決算における法人内の計算書類と財務諸表等開示システムの財務諸表との関係はどのようなになるのか。備え置き、インターネット公開、所轄庁提出それぞれにどの書類を使用するのか。	
101	5 財務諸表等開示システムについて	本システムは現況報告の電子化を推進することも狙いとしているようだが、平成28年3月31日最終改正の社会福祉法施行規則第9条第2項では「現況報告書をそれぞれ二通を提出する」との整合性はどのようなのか。	
102	5 財務諸表等開示システムについて	8月22日版資料によると、社会福祉充実計画については算定シートのみネットで提出するようになっているが、社会福祉充実計画書についてはどのような形で提出するのか。	
103	6 その他	従来から継続的に公認会計士による会計外部監査を実施している場合でも会計監査人候補者の選定にあたっては、複数の候補者から提案書等を求めるべきか。	
104	6 その他	会計監査人における候補者の予備調査及び改善期間とは、具体的にどのようなことを行うのか。	
105	6 その他	計算書類の備え置きは5年間と定められているが、インターネットでの公開期間はどうか。	

No.	区分	質問内容	備考
106	6 その他	会計基準が一部変更になり経理規程の見直しが必要となるが、いつまでに行うべきか。(財務諸表→計算書類、保存期限永久→10年、第〇号の〇様式→第〇号第〇様式 等)	
107	6 その他	まだ「社会福祉法人の認可について」の通知の発出や「厚生労働省令等」が示されていないが、法人が手続きで必要となる様式(審査規準等に規定される)並びに具体例、モデル規程等(定款施行細則、経理規程等)は、いつ頃発出される見込みか。	
108	6 その他	国におけるFAQについて、公表されているのは、平成28年6月20日付け事務連絡の際に通知されたもののみであるが、その他にも発出されたものはあるのか。また、今後、総合的なFAQ若しくはQ&Aの発出は予定されているのか。	
109	6 その他	決算書類については、会計年度終了後3か月以内(旧制度は2か月以内)に作成しなければならないこととなったが、組登記令では、その事業年度終了後2か月以内に資産総額の変更を登記しなければならないこととされている。この場合、理事会の承認前に資産総額の変更登記をしても差し支えないと解して良いのか。また、組登記令の改正が行われたのか。	